

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和3年12月23日
【中間会計期間】	第17期中（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）
【会社名】	西日本高速道路株式会社
【英訳名】	West Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前川 秀和
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 佐藤 理徳
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 佐藤 理徳
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第15期中	第16期中	第17期中	第15期	第16期
会計期間	自平成31年 4月1日 至令和元年 9月30日	自令和2年 4月1日 至令和2年 9月30日	自令和3年 4月1日 至令和3年 9月30日	自平成31年 4月1日 至令和2年 3月31日	自令和2年 4月1日 至令和3年 3月31日
営業収益 (百万円)	566,003	383,118	439,932	1,087,036	930,983
経常利益又は経常損失 ( ) (百万円)	14,592	6,241	11,853	9,689	3,251
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益又は親会社 株主に帰属する当期純損失 ( ) (百万円)	10,331	2,695	9,261	6,531	6,566
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	11,009	4,272	10,405	8,059	3,518
純資産額 (百万円)	223,493	224,815	226,891	220,543	217,024
総資産額 (百万円)	1,292,936	1,378,075	1,752,616	1,380,434	1,643,855
1株当たり純資産額 (円)	2,350.28	2,364.49	2,386.34	2,319.51	2,282.47
1株当たり中間(当期)純 利益金額又は1株当たり当 期純損失金額( ) (円)	108.75	28.37	97.48	68.76	69.12
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	17.3	16.3	12.9	16.0	13.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	86,613	227,048	16,684	85,594	265,931
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	21,211	23,954	18,687	33,269	40,228
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	20,140	89,450	104,605	57,581	270,372
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	193,869	58,718	253,721	220,271	184,484
従業員数 (人) <外、平均臨時雇用者数>	15,720 <3,786>	16,117 <3,781>	16,232 <3,629>	15,817 <3,891>	16,071 <3,748>

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、当中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。

2. 第15期中、第16期中、第17期中及び第15期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

3. 第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

4. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は各期間の平均人員を< >で外書きしています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第15期中	第16期中	第17期中	第15期	第16期
会計期間	自平成31年 4月1日 至令和元年 9月30日	自令和2年 4月1日 至令和2年 9月30日	自令和3年 4月1日 至令和3年 9月30日	自平成31年 4月1日 至令和2年 3月31日	自令和2年 4月1日 至令和3年 3月31日
営業収益 (百万円)	550,920	374,722	431,120	1,056,550	910,113
経常利益 又は経常損失( ) (百万円)	15,099	11,811	16,360	4,649	858
中間(当期)純利益 又は当期純損失( ) (百万円)	11,236	8,165	13,693	3,566	1,774
資本金 (百万円)	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500
発行済株式総数 (千株)	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
純資産額 (百万円)	197,362	197,848	201,105	189,682	187,943
総資産額 (百万円)	1,261,519	1,345,183	1,724,207	1,356,350	1,623,335
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	15.6	14.7	11.7	14.0	11.6
従業員数 <外、平均臨時雇用者数> (人)	2,554 <323>	2,589 <339>	2,639 <346>	2,544 <325>	2,579 <341>

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を当中間会計期間の期首から適用しており、当中間会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。

2. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は各期間の平均人員を< >で外書きしています。

## 2【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（西日本高速道路株）、子会社28社及び関連会社7社（令和3年9月30日現在）により構成されており、高速道路事業、受託事業、サービスエリア・パーキングエリア（以下「SA・PA」といいます。）事業、その他の4部門に係る事業を行っています。

当中間連結会計期間における、各部門に係る事業内容の重要な変更と重要な関係会社の異動は、概ね次のとおりです。

### （1）高速道路事業

ウルトラファインパブル生成装置に付帯する電源設備等の設計・施工をより一層効率化するため、令和3年7月1日に当社の子会社である西日本高速道路エンジニアリング関西株を存続会社とする当社及び当社の子会社である株L i g a r i cの合併を行いました。

また、高速道路の維持管理システムなどにデジタルトランスフォーメーションを導入することによる業務の高度化・効率化を推進すること等を目的とし、令和3年7月1日に当社の子会社である西日本高速道路エンジニアリング関西株を分割し、NEXCO西日本情報テクノロジー株を設立しました。

なお、上記子会社の再編に伴う事業内容の重要な変更はありません。

### （2）受託事業

事業内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動はありません。

### （3）SA・PA事業

事業内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動はありません。

### （4）その他

事業内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動はありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当社の連結子会社である西日本高速道路エンジニアリング関西株からの新設分割により、以下の会社が新たに当社の連結子会社となりました。

なお、連結子会社であった株L i g a r i cは同じく連結子会社である西日本高速道路エンジニアリング関西株に吸収合併されました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
NEXCO西日本 情報テクノロジー 株	大阪府 吹田市	30	高速道路事業	100.0	高速道路の維持管理用システム等の開発・運用業務、グループ共通サーバー等のITインフラ業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 3名

（注）主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しています。

## 4【従業員の状況】

### （1）連結会社の状況

令和3年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	15,022
受託事業	<2,422>
SA・PA事業	815
その他	<1,142>
全社(共通)	395 <65>
計	16,232 <3,629>

（注）1．従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は当中間連結会計期間の平均人員を< >で外書きしています。

2. 高速道路事業及び受託事業、S A ・ P A 事業及びその他については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しています。
3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、人事等の部署に所属している従業員数を記載しています。

(2) 提出会社の状況

令和3年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	2,195
受託事業	<276>
S A ・ P A 事業	49
その他	<5>
全社（共通）	395 <65>
計	2,639 <346>

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は当中間会計期間の平均人員を< >で外書きしています。
2. 高速道路事業及び受託事業、S A ・ P A 事業及びその他については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しています。
  3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、人事等の部署に所属している従業員数を記載しています。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1)経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等に重要な変更はなく、また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標はありません。

(2)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

また、新たに生じた優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題はありません。

### 2【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### 1. 経営成績等の状況の概要

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、出控えや消費の減衰等非常に厳しい状況下に置かれています。当社においても今後の影響程度や回復に要する時間についても極めて不透明であり、会社の経営に与える影響については非常に厳しい状況であると認識していますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組み、24時間365日、我が国の大動脈として生活・経済活動に欠かせない重要なインフラである高速道路の機能・サービスを間断なく提供し続けています。

このような事業環境のもと、当社グループが運営する高速道路事業においては、高速道路の通行台数は前年同期比7.7%増となり、料金収入は前年同期比4.8%増（328,191百万円）となりました。

高速道路事業以外の事業については、S A・P A事業を中心に展開しました。

その結果、当中間連結会計期間の営業収益は439,932百万円（前中間連結会計期間比14.8%増）、営業費用は429,402百万円（同13.7%増）、営業利益は10,529百万円（同98.0%増）、経常利益は11,853百万円（同89.9%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は9,261百万円（前中間連結会計期間は2,695百万円）となりました。

各セグメントの概要は次のとおりです。

#### （高速道路事業）

高速道路事業においては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と平成18年3月31日に締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」（以下「全国路線網協定」といいます。）及び平成31年3月26日に締結した「一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定（その2）」（以下「八木山バイパス協定（その2）」といいます。）（その後の変更を含み、以下「協定」と総称します。）並びに道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行いました。

まず、道路管理事業においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応として、緊急事態宣言下において都道府県を跨いだ移動の自粛に関する取組みや休日割引の適用除外の取組みを行い、お客さまに対する安心・安全の確保に努めました。

また、高速道路リニューアルプロジェクトについては、前年度に引き続き、令和3年5月から6月にかけて中国自動車道（吹田ジャンクション～中国池田インターチェンジ）において終日通行止め、中国自動車道（中国池田インターチェンジ～宝塚インターチェンジ）においては終日車線規制を行い、橋梁の床版取替工事等を実施しました。下半期においても引き続き中国自動車道の終日通行止め（吹田ジャンクション～中国池田インターチェンジ）及び終日車線規制（中国池田インターチェンジ～宝塚インターチェンジ）により工事を推進していきます。

今後も引き続き、周辺的高速道路や一般道路の交通状況、工事による沿道への影響などの検証を行い、以降のリニューアル工事の計画に反映していきます。

一方、道路建設事業においては、新名神高速道路の着実な整備や4車線化事業を推進するなど、高速道路ネットワークの形成・充実に努めました。

その結果、当中間連結会計期間の営業収益は426,519百万円（前中間連結会計期間比15.1%増）、営業費用は413,506百万円（同14.3%増）となり、営業利益は13,013百万円（同51.9%増）となりました。

#### （受託事業）

受託事業においては、高速道路の計画・建設・管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力・ノウハウを活かして、国及び地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

その結果、当中間連結会計期間の営業収益は1,051百万円（前中間連結会計期間比28.9%増）、営業費用は1,102百万円（同34.3%増）となり、営業損失は51百万円（前中間連結会計期間は営業損失5百万円）となりました。

#### （SA・PA事業）

SA・PA事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響の中、休日に観光へ訪れるお客さまのご利用が大きく減少した状況が続く、店舗における売上高は前年同期と同水準に留まりました。一方、高速道路におけるSA・PAについては、医療物資及び生活必需品等の輸送を担う物流事業者の利用を想定し、物流に支障を生じさせないようサービス水準の維持に努めました。

また、関門自動車道壇之浦パーキングエリア（下り線）（令和3年6月）他3箇所をリニューアルオープンしました。同パーキングエリアでは唐戸市場などから仕入れた新鮮な食材のご提供、豊かな海の幸や地元で愛される名品の販売に加え、地元で活躍するひと、地域独自の活動やイベントなどを通じてお客さまとの出会いをプロモーションし、何度も訪れたくなるような心ときめく空間で壮大なロケーションや地域の恵みをお楽しみいただけるようになりました。

さらに、「SAPA2021 とりもどそう！元気なニッポン」を合言葉に、対象店舗のショッピングコーナー・ベーカリーコーナーの商品が2割引となる「SAPAお客さま感謝DAY」など、コロナ禍の中、頑張っている皆さまに「元気」を取り戻していただける応援企画に取り組みました。

その結果、当中間連結会計期間の営業収益は9,452百万円（前中間連結会計期間比4.8%増）、営業費用は11,837百万円（同4.3%減）となり、営業損失は2,385百万円（前中間連結会計期間は営業損失3,356百万円）となりました。

#### （その他）

その他においては、福岡市天神地区における駐車場事業、建設等のコンサルティング事業、一般自動車道事業、ウルトラファインパブル事業、広告事業、海外における高速道路事業、佐賀県鳥栖市及び熊本市東区の2箇所におけるトラクターミナル事業等を行っています。

当中間連結会計期間のその他全体としては、営業収益は3,743百万円（前中間連結会計期間比2.5%減）、営業費用は3,777百万円（同1.7%増）となり、営業損失は34百万円（前中間連結会計期間は営業利益124百万円）となりました。

当中間連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ108,761百万円増加し、1,752,616百万円となりました。仕掛道路資産が増加したことが主な要因です。

負債は、前連結会計年度末に比べ98,895百万円増加し、1,525,725百万円となりました。道路建設関係社債が増加したことが主な要因です。

純資産は、前連結会計年度末に比べ9,866百万円増加し、226,891百万円となりました。親会社株主に帰属する中間純利益の計上による利益剰余金の増加が主な要因です。

自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ0.3ポイント低下し、12.9%となりました。

## （2）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の中間期末残高は、253,721百万円（前中間連結会計期間は58,718百万円）となりました。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は16,684百万円（前中間連結会計期間比92.7%減）となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益11,803百万円に加え、売上債権の減少額108,326百万円といった資金の獲得があったものの、棚卸資産の増加額144,037百万円といった資金の使用によるものです。

なお、上記棚卸資産の増加額は、その大部分が特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであり、かかる資産は、中間連結貸借対照表の「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されます。なお、その建設資金には財務活動の結果得られた資金を充当していません。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は18,687百万円(前中間連結会計期間比22.0%減)となりました。これは主に、料金収受機械、ETC装置等の設備投資19,268百万円などの資金の使用によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は104,605百万円(前中間連結会計期間比16.9%増)となりました。これは主に、長期借入金の返済及び道路建設関係社債償還による資金の使用125,005百万円(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項による債務引受額125,001百万円を含みます。)があったものの、長期借入れ及び道路建設関係社債発行による資金の獲得230,130百万円によるものです。

なお、建設投資(仕掛道路資産)に係る有利子負債は、建設投資(仕掛道路資産)を機構に引き渡す際に同時に機構が債務を引き受けます。

(3) 生産、受注及び販売の実績

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を、金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の実績については、前記「1. 経営成績等の状況の概要 (1)財政状態及び経営成績の状況」において各セグメントの業績に関連付けて記載しています。



## 2. 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

### (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

#### 高速道路事業の非営利性等について

高速道路事業においては、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）及び機構法の規定により機構と締結した協定並びに特措法の規定による事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を徴収、かかる料金収入から機構への借借料及び管理費用の支払いに充てています。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の徴収する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされています。なお、各連結会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合がありますが、機構との協定に基づき、借借料の着実な支払いを行うことが重要であるとの認識から、将来の社会経済変動及び自然災害の発生により料金収入が変動した場合等を想定し、高速道路事業に係る利益を備えのために積み立てています。

また、高速道路事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

#### 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところですが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされています。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは併存的（重疊的）債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しています。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表又は中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、原則当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)が承継した日本道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)との間に、連帯債務関係が生じています（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）第16条）。

(2) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結会計期間末における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っていますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1)中間連結財務諸表 注記事項」の「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載していますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えています。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りについては、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1)中間連結財務諸表 注記事項 追加情報」及び「第5 経理の状況 2 中間財務諸表等 (1)中間財務諸表 注記事項 追加情報」に記載しています。

仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しています。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

料金収入等の計上基準

営業収益のうち、料金収入については、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を計上しています。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものと、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を計上しています。また、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した日に行っています。

受託業務収入等の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等については、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を計上しています。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引き渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を計上しています。

退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しています。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び長期期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

固定資産の減損

当社グループは、多くの固定資産を保有しています。これら固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき算出し、減損の要否を検討しています。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性を判断する際、将来の課税所得を合理的に見積もっています。よって、将来の課税所得の見積額に変更が生じた場合、繰延税金資産が増額又は減額され、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

## (3) 経営成績の分析

## 営業収益

当中間連結会計期間における高速道路事業の営業収益については、料金収入が増加したこと等により426,519百万円（前中間連結会計期間比15.1%増）となりました。受託事業の営業収益については、国及び地方公共団体の委託に基づく工事が増加したこと等により1,051百万円（同28.9%増）、S A・P A事業の営業収益については、9,452百万円（同4.8%増）、その他の営業収益については、3,743百万円（同2.5%減）となりました。以上により、当中間連結会計期間における営業収益合計は、439,932百万円（同14.8%増）となりました。

## 営業利益

当中間連結会計期間における高速道路事業の営業費用は、道路資産完成原価が増加したこと等により413,506百万円（前中間連結会計期間比14.3%増）となりました。受託事業の営業費用については、国及び地方公共団体の委託に基づく工事が増加したこと等により1,102百万円（同34.3%増）、S A・P A事業の営業費用は11,837百万円（同4.3%減）、その他の営業費用は3,777百万円（同1.7%増）となりました。以上により、当中間連結会計期間における営業費用合計は、429,402百万円（同13.7%増）となりました。

その結果、当中間連結会計期間における営業利益は、10,529百万円（同98.0%増）となりました。その内訳は、高速道路事業の営業利益は13,013百万円（同51.9%増）、受託事業の営業損失は51百万円（前中間連結会計期間は営業損失5百万円）、S A・P A事業の営業損失は2,385百万円（同営業損失3,356百万円）、その他の営業損失は34百万円（同営業利益124百万円）です。

## 経常利益

当中間連結会計期間の営業外収益は、土地物件貸付料487百万円等の計上により1,378百万円（前中間連結会計期間比28.0%増）となり、営業外費用は、支払利息24百万円等の計上により54百万円（同64.6%減）となりました。

その結果、当中間連結会計期間の経常利益は、11,853百万円（同89.9%増）となりました。

## 親会社株主に帰属する中間純利益

当中間連結会計期間の特別利益は、固定資産売却益27百万円の計上により27百万円（前中間連結会計期間比75.2%減）となり、特別損失は、減損損失26百万円等の計上により76百万円（同73.2%減）となりました。

その結果、税金等調整前中間純利益は11,803百万円（前中間連結会計期間比94.6%増）となり、これから法人税等合計2,544百万円（同24.5%減）及び非支配株主に帰属する中間純損失1百万円（前中間連結会計期間は非支配株主に帰属する中間純損失0百万円）を控除した親会社株主に帰属する中間純利益は、9,261百万円（同親会社株主に帰属する中間純利益2,695百万円）となりました。

## (4) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

## キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの分析は、前記「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 1. 経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しています。

## 資金調達

資金の調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産にかかる投資については、道路建設関係社債の発行及び機構からの無利子借入れ並びに金融機関等からの借入れを通じて実施しました。

資金の調達においては低利かつ安定的な調達を目指し、道路建設関係社債の発行を基軸としつつ、金融機関等からの借入れも実施し、調達バランスの最適化を図っています。

## 資金需要と設備投資

当社グループの主な資金需要は、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金です。

道路資産賃借料の支払いには高速道路料金収入を、道路資産の建設資金には道路建設関係社債の発行及び機構からの無利子借入金並びに金融機関等からの借入金を充てております。

なお、資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しています。

#### 4【経営上の重要な契約等】

##### 機構と締結する協定について

当社及び機構は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付で全国路線網協定の締結及び平成31年3月26日付で八木山バイパス協定（その2）について締結しています。そのうち全国路線網協定について、名神高速道路黒丸スマートインターチェンジ（仮称）の事業化等を反映し、令和3年7月21日付で当該協定を一部変更しました。

#### 5【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動の重要テーマは、高速道路事業の使命である「100%の安全・安心の追求」、「高品質な道路の構築」、「点検の信頼性向上」及び「環境保全・創造」であり、高速道路ネットワークの機能を今後も永続的に活用していくために、少子高齢化や労働者不足、技能者の高齢化による技術力低下、地震や豪雨等の自然災害による被害、地球温暖化といった社会環境の変化、特定更新等工事に対応した技術開発に取り組んでおり、当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、640百万円となりました。

なお、当社、東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)の3社は、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図るため、(株)高速道路総合技術研究所に3社の調査・研究及び技術開発に関する業務を委託しています。

(1) 高速道路事業に係る研究開発費は634百万円です。

(2) 受託事業、S A・P A事業及びその他に係る研究開発費は5百万円です。

### 第3【設備の状況】

#### 1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

##### (1)主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、西日本高速道路エンジニアリング関西(株)を存続会社とする同社及び(株)L i g a r i cの合併を行い、また西日本高速道路エンジニアリング関西(株)を分割しN E X C O西日本情報テクノロジー(株)を設立したことで同社が新たに当社の連結子会社となり、当社グループの主要な設備に異動がありました。異動が生じた設備の状況は以下のとおりです。

##### 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び車両 運搬具	土地 (面積千 ㎡)	リース 資産	その他	合計	
西日本高速道路エ ンジニアリング関 西(株)	本社他 (大阪府茨 木市)	高速道路事業	工具器具備 品等	1	9	-	3	13	27	816
N E X C O西日本 情報テクノロジー (株)	本社 (大阪府吹 田市)	高速道路事業	ソフトウェ ア等	-	-	-	-	0	0	23

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、建設仮勘定及び無形固定資産の合計です。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

##### (2)設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した主要な設備の新設の計画について、以下のとおり変更しました。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完了後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 北熊本サービ スエリア上 り他	熊本市北 区他	S A ・ P A 事業	営業用建物 等	7,091	1,729	自己資金	平成30年6月	令和6年9月	-
西日本高速道 路エンジニア リング中国(株)	広島市西区	高速道路事 業	土地・事務 所等	297	-	自己資金	令和3年12月	令和3年12月	-

## 2【道路資産】

### (1)主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、高速自動車国道中央自動車道西宮線などの修繕等を通じ総額237,466百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し借受道路資産として当社が借受けることとなった道路資産は、総額96,920百万円であり、その内訳は以下のとおりです。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円） （注2）
高速自動車国道 中央自動車道西宮線等	修繕	令和3年6月 令和3年9月	59,458
高速自動車国道 中央自動車道西宮線等	特定更新	令和3年6月 令和3年9月	36,165
高速自動車国道 中央自動車道西宮線等	災害復旧	令和3年6月 令和3年9月	1,296
合計			96,920

（注）1．仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しています。

2．道路資産価額には、建設中利息及び建設中一般管理費相当額を含みます。

主要な道路資産に係る当連結会計年度の年間賃借料（注）は、448,459百万円となっています。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借受けている借受道路資産です。

（注）これらの賃借料は、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画中であった当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画について、当中間連結会計期間において以下のとおり追加・変更しました。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手 (注4)	完了 (注5)
高速自動車国道中央自動車道 西宮線	31,260	189 [16,385]	昭和62年3月	令和11年3月
高速自動車国道近畿自動車道 天理吹田線	88,416	12,642 [72,104]	平成12年1月	令和5年3月
高速自動車国道近畿自動車道 名古屋神戸線	2,322,861	406,109 [777,489]	平成5年12月	令和13年3月
高速自動車国道近畿自動車道 松原那智勝浦線	215,141	31,939 [90,492]	平成11年1月	令和13年3月
高速自動車国道近畿自動車道 敦賀線	91,736	752 [42,414]	昭和54年3月	令和12年3月
高速自動車国道山陽自動車道 吹田山口線	33,958	94 [24,575]	平成18年4月	令和9年3月
高速自動車国道中国横断自動車道 姫路鳥取線	75,188	59,055 [-]	平成18年4月	令和4年3月
高速自動車国道中国横断自動車道 岡山米子線	101,908	185 [15,132]	令和2年5月	令和13年3月
高速自動車国道中国横断自動車道 尾道松江線	4,095	1,263 [1,904]	平成29年9月	令和4年6月
高速自動車国道山陰自動車道 鳥取益田線	51,288	1,021 [50,104]	平成26年9月	令和7年3月
高速自動車国道四国縦貫自動車道	126,689	964 [2,313]	平成26年9月	令和12年3月
高速自動車国道四国横断自動車道 阿南四万十線	328,284	121,847 [156,821]	平成6年1月	令和8年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道 鹿児島線	25,197	1,645 [20,482]	平成23年4月	令和6年3月
高速自動車国道九州横断自動車道 長崎大分線	53,002	9,775 [37,079]	昭和48年9月	令和8年3月
高速自動車国道東九州自動車道	435,839	177 [351,778]	平成10年1月	令和13年3月
高速自動車国道沖縄自動車道	1,519	128 [-]	平成26年9月	令和7年3月
一般国道497号 (西九州自動車道(佐世保道路))	107,073	9,396 [-]	平成30年5月	令和10年3月
一般国道42号(湯浅御坊道路)	105,470	85,989 [-]	平成25年7月	令和3年12月
一般国道1号(油小路線)	35,705	34 [-]	令和2年9月	令和11年3月
一般国道1号(淀川左岸線延伸部)	75,194	661 [-]	平成29年6月	令和14年3月
一般国道2号(第二神明道路)	42,252	3,889 [-]	平成30年5月	令和7年3月
一般国道10号(隼人道路)	26,700	2,526 [-]	平成30年5月	令和7年3月
一般国道24号 (京奈和自動車道(大和北道路))	143,224	4,236 [-]	平成30年5月	令和15年3月
一般国道31号(広島呉道路)	85,406	2,809 [-]	令和元年7月	令和11年3月

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手 (注4)	完了 (注5)
一般国道201号(八木山バイパス)	11,918	495 [-]	令和元年5月	令和12年3月
一般国道2号(広島岩国道路)	1,176	0 [-]	令和2年5月	令和13年3月
一般国道196号 (今治・小松自動車道(今治小松道路))	3,450	38 [-]	令和2年5月	令和7年3月
一般国道3号 (南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))	16,461	185 [-]	令和2年5月	令和12年3月
一般国道9号(安来道路)	32,864	11 [-]	令和3年5月	令和13年3月
一般国道10号(椎田道路)	39,694	8 [-]	令和3年5月	令和13年3月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しています。
2. 総額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれています。
3. 当中間連結会計期間末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[ ]で外書きしています。
4. 着手年度は路線のうち最も早い区間の着手年度を記載しています。なお、当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に着手した路線については、日本道路公団が着手した時期を記載しています。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。なお、完了年度は路線のうち最も遅い区間の完了年度を記載しています。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事(特定更新等工事を除きます。)については、当連結会計年度以降最大で2,772,422百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降最大で44,693百万円、特定更新等工事については、当連結会計年度以降最大で1,279,835百万円と見込んでいます。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	380,000,000
計	380,000,000

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (令和3年9月30日)	提出日現在発行数(株) (令和3年12月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	95,000,000	95,000,000	非上場	完全議決権株式 であり、権利内 容に何ら限定の ない当社におけ る標準となる株 式です。単元株 式数は100株で す。
計	95,000,000	95,000,000	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和3年4月1日～ 令和3年9月30日	-	95,000,000	-	47,500	-	47,500

#### (5)【大株主の状況】

令和3年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	95,000,000	100.00
計	-	95,000,000	100.00

## ( 6 ) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

令和3年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 95,000,000	950,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	95,000,000	-	-
総株主の議決権	-	950,000	-

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しています。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に基づいて作成しています。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けています。

## 1【中間連結財務諸表等】

## (1)【中間連結財務諸表】

## 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	169,484	228,721
高速道路事業営業未収入金	177,937	75,643
短期貸付金	15,040	10,037
有価証券	-	15,000
仕掛道路資産	911,965	1,052,347
その他	57,236	61,812
貸倒引当金	8	9
流動資産合計	1,331,655	1,443,553
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	135,094	136,709
減価償却累計額	50,229	52,271
減損損失累計額	465	404
建物及び構築物(純額)	84,398	84,033
機械装置及び運搬具	210,303	211,968
減価償却累計額	131,317	138,130
減損損失累計額	0	0
機械装置及び運搬具(純額)	78,984	73,836
土地	84,972	84,770
その他	42,388	45,386
減価償却累計額	22,457	23,624
減損損失累計額	5	5
その他(純額)	19,924	21,756
有形固定資産合計	268,281	264,396
無形固定資産	17,362	16,651
投資その他の資産		
長期前払費用	3,738	4,111
退職給付に係る資産	1,122	1,033
その他	20,531	21,594
貸倒引当金	170	169
投資その他の資産合計	25,221	26,569
固定資産合計	310,865	307,617
繰延資産	1,334	1,445
資産合計	1,643,855	1,752,616

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
高速道路事業営業未払金	218,676	219,733
1年内返済予定の長期借入金	0	0
未払法人税等	362	4,299
ETCマイレージサービス契約負債	-	10,234
受託業務契約負債	-	4,118
その他の契約負債	-	445
回数券返金負債	-	42
受託業務前受金	2,383	-
前受金	38	-
賞与引当金	4,397	5,025
回数券払戻引当金	42	-
その他	49,315	34,532
流動負債合計	275,216	278,432
<b>固定負債</b>		
道路建設関係社債	1,855,000	1,980,000
道路建設関係長期借入金	194,165	174,705
長期借入金	6	2
役員退職慰労引当金	327	275
ETCマイレージサービス引当金	8,064	-
退職給付に係る負債	64,379	62,632
その他	29,669	29,677
固定負債合計	1,151,614	1,247,293
負債合計	1,426,830	1,525,725
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金	55,497	55,497
利益剰余金	123,514	132,236
株主資本合計	226,512	235,234
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	5	22
為替換算調整勘定	13	15
退職給付に係る調整累計額	9,696	8,569
その他の包括利益累計額合計	9,677	8,531
非支配株主持分	190	188
純資産合計	217,024	226,891
負債・純資産合計	1,643,855	1,752,616

## 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
営業収益	383,118	439,932
営業費用		
道路資産賃借料	201,116	224,229
高速道路等事業管理費及び売上原価	140,864	184,304
販売費及び一般管理費	1 35,819	1 20,868
営業費用合計	377,800	429,402
営業利益	5,318	10,529
営業外収益		
受取利息	2	1
受取配当金	9	10
負ののれん償却額	207	207
持分法による投資利益	101	250
土地物件貸付料	484	487
その他	270	420
営業外収益合計	1,076	1,378
営業外費用		
支払利息	23	24
損害賠償金	23	7
回数券払戻損	24	-
棚卸資産減耗損	0	8
その他	82	13
営業外費用合計	153	54
経常利益	6,241	11,853
特別利益		
固定資産売却益	2 21	2 27
移転補償金	87	-
特別利益合計	109	27
特別損失		
固定資産売却損	3 38	3 18
固定資産除却損	4 45	4 12
減損損失	5 188	5 26
解体撤去費用	12	16
その他	2	3
特別損失合計	286	76
税金等調整前中間純利益	6,064	11,803
法人税、住民税及び事業税	2,419	3,946
法人税等調整額	950	1,402
法人税等合計	3,370	2,544
中間純利益	2,694	9,259
非支配株主に帰属する中間純損失( )	0	1
親会社株主に帰属する中間純利益	2,695	9,261

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
中間純利益	2,694	9,259
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	8
為替換算調整勘定	2	2
退職給付に係る調整額	1,690	1,126
持分法適用会社に対する持分相当額	110	9
その他の包括利益合計	1,578	1,146
中間包括利益	4,272	10,405
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	4,273	10,407
非支配株主に係る中間包括利益	0	1

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	47,500	55,497	130,081	233,078
会計方針の変更による 累積的影響額				-
会計方針の変更を反映した 当期首残高	47,500	55,497	130,081	233,078
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純利益			2,695	2,695
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	2,695	2,695
当中間期末残高	47,500	55,497	132,776	235,774

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	60	14	12,678	12,725	189	220,543
会計方針の変更による 累積的影響額						-
会計方針の変更を反映した 当期首残高	60	14	12,678	12,725	189	220,543
当中間期変動額						
親会社株主に帰属する 中間純利益						2,695
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	4	2	1,585	1,578	0	1,577
当中間期変動額合計	4	2	1,585	1,578	0	4,272
当中間期末残高	65	11	11,093	11,147	189	224,815



当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	47,500	55,497	123,514	226,512
会計方針の変更による 累積的影響額			539	539
会計方針の変更を反映した 当期首残高	47,500	55,497	122,975	225,973
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純利益			9,261	9,261
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	9,261	9,261
当中間期末残高	47,500	55,497	132,236	235,234

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	5	13	9,696	9,677	190	217,024
会計方針の変更による 累積的影響額						539
会計方針の変更を反映した 当期首残高	5	13	9,696	9,677	190	216,485
当中間期変動額						
親会社株主に帰属する 中間純利益						9,261
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	16	2	1,126	1,146	1	1,144
当中間期変動額合計	16	2	1,126	1,146	1	10,405
当中間期末残高	22	15	8,569	8,531	188	226,891

## 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	6,064	11,803
減価償却費	14,486	15,285
減損損失	188	26
負ののれん償却額	207	207
貸倒引当金の増減額(は減少)	4	0
賞与引当金の増減額(は減少)	674	627
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	54	51
ETCマイレージサービス引当金の増減額(は減少)	31	-
ETCマイレージサービス契約負債の増減額(は減少)	-	1,630
退職給付に係る資産及び負債の増減額	611	501
受取利息及び受取配当金	12	11
支払利息	1,041	926
固定資産売却損益(は益)	16	9
固定資産除却損	621	357
売上債権の増減額(は増加)	22,310	108,326
棚卸資産の増減額(は増加)	156,942	144,037
仕入債務の増減額(は減少)	86,361	8,970
その他	26,053	1,650
小計	224,803	16,455
利息及び配当金の受取額	87	227
利息の支払額	1,123	1,028
法人税等の支払額	1,684	949
法人税等の還付額	475	1,522
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>227,048</b>	<b>16,684</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
固定資産の取得による支出	22,522	19,268
固定資産の売却による収入	105	657
投資有価証券の取得による支出	651	1
関係会社株式の取得による支出	571	-
その他	313	74
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>23,954</b>	<b>18,687</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	28,164	540
長期借入金の返済による支出	2,949	20,004
道路建設関係社債発行による収入	139,710	229,590
道路建設関係社債償還による支出	75,000	105,001
その他	475	519
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>89,450</b>	<b>104,605</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	2
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	161,553	69,236
現金及び現金同等物の期首残高	220,271	184,484
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 58,718	1 253,721

【中間連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

(注) 前中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローの道路建設関係社債償還による支出 75,000百万円及び長期借入金の返済による支出 2,949百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受けの額 75,000百万円及び 2,879百万円が含まれています。

以上の債務引受けの主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローの棚卸資産の増減額 156,942百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した棚卸資産の額55,971百万円が含まれています。

当中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローの道路建設関係社債償還による支出 105,001百万円及び長期借入金の返済による支出 20,004百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受けの額 105,001百万円及び 20,000百万円が含まれています。

以上の債務引受けの主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローの棚卸資産の増減額 144,037百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した棚卸資産の額96,920百万円が含まれています。

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 27社

主要な連結子会社の名称  
西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)

(2) 非連結子会社の名称等

沖縄道路サービス(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためです。

(3) 連結の範囲の変更

当中間連結会計期間において、令和3年7月1日付けでNEXCO西日本情報テクノロジー(株)を西日本高速道路エンジニアリング関西(株)の会社分割により設立したため、連結の範囲に含めています。

また、前連結会計年度において連結子会社であった(株)Ligaricは、令和3年7月1日付けで西日本高速道路エンジニアリング関西(株)と合併したため、連結の範囲から除いています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 1社

会社名  
沖縄道路サービス(株)

(2) 持分法適用の関連会社数 6社

主要な会社名  
九州高速道路ターミナル(株)

(3) 持分法を適用していない関連会社(TSK(株))は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっています。

棚卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

商品・原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、連結子会社は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金

従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しています。

役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しています。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりです。なお、ファイナンス・リース取引に係る収益については、主としてリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っています。

主として、料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しています。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものと、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を認識しています。また、道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した時点で収益を認識しています。

受託事業

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っており、主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しています。ただし、契約期間における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引き渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しています。また、当該契約の着手前に請求する場合があります、その場合は、履行義務が充足する前に入金される場合があります。

SA・PA事業

SA・PA事業においては、高速道路の商業施設等の建設、管理等を行っています。SA・PA事業収入は、主に高速道路のSA・PAにおける商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しています。

その他事業

その他事業においては、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等であり、その他事業収入は、主に事業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しています。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(8) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

## (会計方針の変更)

## (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準委員会 令和2年3月31日 企業会計基準第29号。以下「収益認識会計基準」といいます。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。本基準等の適用による主な変更点は次のとおりです。

## (1) ETCマイレージサービス制度(ポイント制度)に係る収益認識

ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、従来は、付与したポイント等によるサービスのご利用に備えるため、将来の利用見込額を「ETCマイレージサービス引当金」に計上していましたが、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したのとして、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を認識しています。

## (2) 受託事業等に係る収益認識

営業収益のうち受託事業営業収益等について、従来は、主として、工事契約に係る取引を工事の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識することとしています。ただし、取引の開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引き渡し時点において、履行義務が充足されるものとして収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

また、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従っており、前連結会計年度の連結貸借対照表及び前中間連結会計期間の中間連結損益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について新たな表示方法による組替えを行っていません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間連結会計期間の中間連結貸借対照表は、「流動負債」の「ETCマイレージサービス契約負債」が10,234百万円、「受託業務契約負債」が4,118百万円、「その他の契約負債」が445百万円それぞれ増加し、「受託業務前受金」が4,118百万円、「前受金」が75百万円、「その他」が369百万円それぞれ減少しています。また、「固定負債」の「ETCマイレージサービス引当金」が8,248百万円減少しています。当中間連結会計期間の中間連結損益計算書は、「営業収益」が18,428百万円、「営業費用」が16,981百万円、それぞれ減少し、「営業利益」、「経常利益」及び「税金等調整前中間純利益」が1,447百万円、それぞれ減少しています。

当中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書は、営業活動によるキャッシュ・フローの「ETCマイレージサービス引当金の増減額(は減少)」が8,248百万円減少し、「ETCマイレージサービス契約負債の増減額(は減少)」が10,234百万円増加し、「売上債権の増減額(は増加)」が970百万円増加し、「その他」が970百万円減少しています。

当中間連結会計期間の期首の純資産に累積的影響額を反映したことにより、中間連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は539百万円減少しています。

当中間連結会計期間の1株当たりの純資産額は20.91円減少し、1株当たり中間純利益金額は15.23円減少しています。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従っており、前中間連結会計期間の収益認識関係に係る注記事項については記載していません。

## (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準委員会 令和元年7月4日 企業会計基準第30号。以下「時価算定会計基準」といいます。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 令和元年7月4日 企業会計基準第10号)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これに伴う中間連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「注記事項(金融商品関係)」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年3月6日内閣府令第9号)附則第6条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、独立掲記していた営業外費用の「棚卸資産処分損」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間より「その他」に含めることとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っています。

前中間連結会計期間において、営業外費用の「その他」に含めていた「棚卸資産減耗損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、営業外費用の「棚卸資産処分損」に表示していた53百万円、「その他」に表示していた28百万円は、「棚卸資産減耗損」0百万円、「その他」82百万円として組替えています。

前中間連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めていた「解体撤去費用」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、特別損失の「その他」に表示していた15百万円は、「解体撤去費用」12百万円、「その他」2百万円として組替えています。

(追加情報)

前連結会計年度の有価証券報告書の「注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した新型コロナウイルス感染症に関する会計上の見積りの仮定について重要な変更はありません。



(中間連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債の担保に供しています。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
道路建設関係社債	855,000百万円 (額面額 855,000百万円)	980,000百万円 (額面額 980,000百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債	645,000	750,000

2 偶発債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	431,000百万円	431,000百万円
中日本高速道路株式会社	6	5
計	431,006	431,005

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した、民営化以降当社が調達した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した以下の金額について、連帯して債務を負っています。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	1,225,000百万円	1,252,000百万円

3 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
当座貸越極度額	140,000百万円	140,000百万円
借入実行残高	-	-
差引額	140,000	140,000

(中間連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
給与手当	5,512百万円	5,306百万円
賞与引当金繰入額	778	798
役員退職慰労引当金繰入額	61	57
E T Cマイレージサービス引当 金繰入額	8,819	-
退職給付費用	1,192	1,025
利用促進費	11,073	4,417

2 固定資産売却益の内訳は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
建物及び構築物	19百万円	- 百万円
機械装置及び運搬具	1	3
土地	0	23
その他	0	0
計	21	27

3 固定資産売却損の内訳は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
建物及び構築物	- 百万円	8百万円
機械装置及び運搬具	-	9
土地	38	-
計	38	18

4 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
建物及び構築物	8百万円	8百万円
機械装置及び運搬具	0	0
その他	32	3
無形固定資産	4	0
計	45	12

5 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前中間連結会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
岡山県津山市ほか	その他の固定資産	土地、建物及び構築物、その他	186
兵庫県淡路市	関連事業固定資産	土地	1

当社グループは、原則として、事業用資産については、事業区分を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っています。

当中間連結会計期間において、事業の用に供していないその他の固定資産のうち、売却契約を締結した資産グループの帳簿価額を売却価額まで減額しています。

その結果、当該減少額を減損損失188百万円として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物68百万円、土地119百万円及びその他0百万円です。

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
山口県下関市ほか	関連事業固定資産	土地	26

当社グループは、原則として、事業用資産については、事業区分を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っています。

当中間連結会計期間において、事業の用に供していない関連事業固定資産のうち、売却契約を締結した資産グループの帳簿価額を売却価額まで減額しています。

その結果、当該減少額を減損損失26百万円として特別損失に計上しました。その内訳は、土地26百万円です。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
普通株式	95,000,000	-	-	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
普通株式	95,000,000	-	-	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
現金及び預金勘定	58,718百万円	228,721百万円
契約期間3ヶ月以内の売戻条件付 現先(短期貸付金勘定)	-	10,000
預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定)	-	15,000
計	58,718	253,721
預入期間3ヶ月超の定期預金(現 金及び預金勘定)	-	-
現金及び現金同等物	58,718	253,721

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
1年内	448,459百万円	468,319百万円
1年超	17,323,492	16,946,020
合計	17,771,951	17,414,339

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適切かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されます。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
1年内	613百万円	639百万円
1年超	2,137	2,064
合計	2,750	2,703

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前連結会計年度(令和3年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 1年内返済予定の長期借入金	0	0	0
(2) 道路建設関係社債	855,000	859,247	4,247
(3) 道路建設関係長期借入金	194,165	190,924	3,241
(4) 長期借入金	6	7	0
負債計	1,049,172	1,050,179	1,006

(\*1) 「現金及び預金」、「高速道路事業営業未収入金」、「高速道路事業営業未払金」、「有価証券」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(\*2) 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (令和3年3月31日)
非上場株式	8,018

当中間連結会計期間(令和3年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券(*2)	1	1	-
資産計	1	1	-
(1) 1年内返済予定の長期借入金	0	0	0
(2) 道路建設関係社債	980,000	984,044	4,044
(3) 道路建設関係長期借入金	174,705	171,656	3,048
(4) 長期借入金	2	2	0
負債計	1,154,708	1,155,704	995

(\*1) 「現金及び預金」、「高速道路事業営業未収入金」、「高速道路事業営業未払金」、「有価証券」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(\*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれていません。当該金融商品の中間連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区分	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
非上場株式	8,079

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

当中間連結会計期間（令和3年9月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	1	-	-	1
資産計	1	-	-	1

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間連結会計期間（令和3年9月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年以内返済予定の長期借入金	-	0	-	0
道路建設関係社債	-	984,044	-	984,044
道路建設関係長期借入金	-	171,656	-	171,656
長期借入金	-	2	-	2
負債計	-	1,155,704	-	1,155,704

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しています。

1年以内返済予定の長期借入金、道路建設関係長期借入金、長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっています。

変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

活発な市場における相場価格と認められないため、レベル2の時価に分類しています。

道路建設関係社債

社債の時価は市場価格に基づき算定しています。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しています。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(令和3年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(令和3年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1	1	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	15,000	15,000	-
	小計	15,001	15,001	-
合計		15,001	15,001	-

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(令和3年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(令和3年9月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

共通支配下の取引等(連結子会社同士の吸収合併)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業内容

結合当事企業の名称 西日本高速道路エンジニアリング関西㈱、㈱Ligaric  
事業の内容 ウルトラファインパブル事業

(2) 企業結合日

令和3年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

西日本高速道路エンジニアリング関西㈱を吸収合併存続会社、㈱Ligaricを吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

西日本高速道路エンジニアリング関西㈱

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併は、経営資源を集約することにより、事業の効率化を図ることを目的としています。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成31年1月16日 企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成31年1月16日 企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

共通支配下の取引等(連結子会社の新設分割)

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 西日本高速道路エンジニアリング関西㈱、NEXCO西日本情報テクノロジー㈱  
事業の内容 情報システムの開発、改良及び管理運営

(2) 企業結合日 令和3年7月1日

(3) 企業結合の法的形式



西日本高速道路エンジニアリング関西(株)を分割会社、NEXCO西日本情報テクノロジー(株)を承継会社とする会社分割

(4)結合後企業の名称

NEXCO西日本情報テクノロジー(株)

(5)その他取引の概要に関する事項

グループ内の情報システム分野を再編、集約することでグループ全体の情報システム分野の効率化を図ることを目的としています。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成31年1月16日 企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成31年1月16日 企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しています。

(収益認識関係)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	高速道路 事業	受託 事業	S A ・ P A 事業	計		
料金収入	328,191	-	-	328,191	-	328,191
道路資産完成高	96,920	-	-	96,920	-	96,920
その他	1,379	1,051	4,281	6,713	2,406	9,120
顧客との契約から生 じる収益	426,491	1,051	4,281	431,825	2,406	434,231
その他の収益	15	-	5,089	5,105	595	5,700
外部顧客への売上高	426,507	1,051	9,371	436,930	3,001	439,932

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トラクターミ  
ナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項(6)重要  
な収益及び費用の計上基準」に記載しています。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結  
会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金  
額及び時期に関する情報

前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは「高速道路事業」、「受託事業」、「S A・P A事業」の3つを報告セグメントとして事業を展開しています。「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っています。「受託事業」は、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っています。「S A・P A事業」は高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しています。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいています。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

「注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおり、当中間連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、報告セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しています。

当該変更により、従来の方法に比べて、当中間連結会計期間の「高速道路事業」の売上高が18,190百万円、セグメント利益が1,447百万円それぞれ減少し、「S A・P A事業」の売上高が96百万円減少し、「その他」の売上高が140百万円減少しています。

4. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	中間連結 財務諸表 計上額 (注)3
	高速道路 事業	受託 事業	S A・P A 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	370,428	815	8,880	380,125	2,993	383,118	-	383,118
セグメント間の 内部売上高又は振替高	12	-	138	150	846	997	997	-
計	370,441	815	9,019	380,276	3,839	384,115	997	383,118
セグメント利益又は 損失( )	8,569	5	3,356	5,207	124	5,331	13	5,318
セグメント資産	1,155,977	4,708	114,100	1,274,786	16,949	1,291,736	86,338	1,378,075
その他の項目								
減価償却費	11,372	0	1,160	12,533	255	12,788	1,697	14,486
減損損失	-	-	1	1	186	188	-	188
持分法適用会社への 投資額	4,006	-	850	4,856	1,744	6,601	-	6,601
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	11,535	-	1,051	12,586	131	12,717	2,027	14,744

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益又は損失( )の調整額は、セグメント間取引消去です。  
(2) セグメント資産の調整額86,338百万円には、債権の相殺消去等 15,695百万円、全社資産 102,034百万円が含まれています。  
(3) 減価償却費の調整額1,697百万円は、全社資産の減価償却費です。  
(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,027百万円は、全社資産の増加額です。  
3. セグメント利益又は損失( )は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	中間連結 財務諸表 計上額 (注)3
	高速道路 事業	受託 事業	S A ・ P A 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	426,507	1,051	9,371	436,930	3,001	439,932	-	439,932
セグメント間の 内部売上高又は振替高	12	-	80	93	741	834	834	-
計	426,519	1,051	9,452	437,023	3,743	440,767	834	439,932
セグメント利益又は 損失( )	13,013	51	2,385	10,577	34	10,542	12	10,529
セグメント資産	1,328,172	5,991	115,594	1,449,759	16,664	1,466,424	286,192	1,752,616
その他の項目								
減価償却費	12,171	0	1,194	13,366	258	13,624	1,660	15,285
減損損失	-	-	26	26	-	26	-	26
持分法適用会社への 投資額	4,641	-	772	5,413	1,833	7,247	-	7,247
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	6,199	-	2,602	8,802	200	9,003	3,372	12,376

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益又は損失( )の調整額は、セグメント間取引消去です。  
(2) セグメント資産の調整286,192百万円には、債権の相殺消去等 16,663百万円、全社資産 302,856百万円が含まれています。  
(3) 減価償却費の調整額1,660百万円は、全社資産の減価償却費です。  
(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,372百万円は、全社資産の増加額です。  
3. セグメント利益又は損失( )は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	料金収入	道路完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	313,216	55,971	13,930	383,118

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	料金収入	道路完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	328,191	96,920	14,820	439,932

2. 地域ごとの情報

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	55,971	高速道路事業

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	96,920	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	26	26
当中間期末残高	517	517

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	207	207
当中間期末残高	2,994	2,994

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	26	26
当中間期末残高	463	463

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	207	207
当中間期末残高	2,579	2,579

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	28.37円	97.48円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額(百万円)	2,695	9,261
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額(百万円)	2,695	9,261
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,000	95,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
1株当たり純資産額	2,282.47円	2,386.34円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	217,024	226,891
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	190	188
(うち非支配株主持分)(百万円)	(190)	(188)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	216,834	226,702
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数(千株)	95,000	95,000

(重要な後発事象)

1. 多額な社債の発行

当社は、令和3年3月25日開催の取締役会の決議(社債700,000百万円以内)に基づき、令和3年10月1日以降、以下の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第62回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)
発行総額	80,000百万円
利率	年0.040パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	令和3年10月14日
償還期日	令和8年9月18日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受

区分	西日本高速道路株式会社第63回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)
発行総額	70,000百万円
利率	年0.001パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円00銭2厘
払込期日	令和3年12月9日
償還期日	令和5年12月11日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受

区分	西日本高速道路株式会社第64回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)
発行総額	80,000百万円
利率	年0.040パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	令和3年12月9日
償還期日	令和8年9月18日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受



2. 多額な資金の借入

当社は、令和3年3月25日開催の取締役会の決議（借入金177,000百万円以内）に基づき、令和3年10月1日以降、以下の条件にて借入を実行しました。

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社三菱UFJ銀行
借入金額	20,000百万円
返済方法	満期一括
借入実行日	令和3年11月12日
返済期日	令和8年8月31日
担保	無担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほ銀行他8金融機関
借入金額	30,000百万円
返済方法	満期一括
借入実行日	令和3年12月8日
返済期日	令和8年11月30日
担保	無担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2【中間財務諸表等】

## (1)【中間財務諸表】

## 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	167,578	225,957
高速道路事業営業未収入金	177,937	75,645
リース投資資産(純額)	91	85
有価証券	-	15,000
仕掛道路資産	917,312	1,057,858
原材料及び貯蔵品	2,445	2,017
その他	70,582	4,634,26
貸倒引当金	8	9
流動資産合計	1,335,940	1,439,981
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産	132,773	126,974
無形固定資産	7,595	6,813
高速道路事業固定資産合計	140,369	133,787
関連事業固定資産		
有形固定資産	94,318	95,309
無形固定資産	227	217
関連事業固定資産合計	94,546	95,527
各事業共用固定資産		
有形固定資産	24,020	25,211
無形固定資産	6,988	7,238
各事業共用固定資産合計	31,009	32,450
その他の固定資産		
有形固定資産	58	24
その他の固定資産合計	58	24
投資その他の資産		
投資その他の資産	3,20,227	3,21,139
貸倒引当金	149	148
投資その他の資産合計	20,077	20,991
固定資産合計	286,060	282,779
繰延資産	1,334	1,445
資産合計	1,1,623,335	1,1,724,207

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	251,604	233,085
1年以内返済予定長期借入金	0	0
リース債務	201	164
未払法人税等	-	3,851
回数券返金負債	-	42
賞与引当金	1,210	1,233
回数券払戻引当金	42	-
その他	56,639	62,168
流動負債合計	309,698	300,545
固定負債		
道路建設関係社債	1,855,000	1,980,000
道路建設関係長期借入金	194,165	174,705
その他の長期借入金	6	2
リース債務	3,547	3,488
退職給付引当金	47,138	46,439
役員退職慰労引当金	60	54
ETCマイレージサービス引当金	8,064	-
資産除去債務	144	146
その他	17,566	17,719
固定負債合計	1,125,693	1,222,555
負債合計	1,435,392	1,523,101
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金		
資本準備金	47,500	47,500
その他資本剰余金	7,997	7,997
資本剰余金合計	55,497	55,497
利益剰余金		
その他利益剰余金		
跨道橋耐震対策積立金	2,631	-
安全対策・サービス高度化積立金	24,955	24,955
別途積立金	19,031	20,413
繰越利益剰余金	38,325	52,730
利益剰余金合計	84,944	98,098
株主資本合計	187,941	201,096
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	9
評価・換算差額等合計	1	9
純資産合計	187,943	201,105
負債・純資産合計	1,623,335	1,724,207

## 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益	369,854	425,801
営業費用	359,541	411,216
高速道路事業営業利益	10,313	14,584
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	815	1,051
SA・PA事業収入	3,505	3,706
その他の事業収入	546	561
営業収益合計	4,867	5,319
営業費用		
受託業務費用	816	1,101
SA・PA事業費	4,595	4,492
その他の事業費用	559	592
営業費用合計	5,971	6,186
関連事業営業損失( )	1,103	867
全事業営業利益	9,210	13,717
営業外収益	1 2,713	1 2,662
営業外費用	2 112	2 20
経常利益	11,811	16,360
特別利益	3 1	3 26
特別損失	4 206	4 42
税引前中間純利益	11,605	16,343
法人税、住民税及び事業税	2,000	3,510
法人税等調整額	1,440	860
法人税等合計	3,440	2,650
中間純利益	8,165	13,693

## 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497
会計方針の変更による累積的影響額				-
会計方針の変更を反映した当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497
当中間期変動額				
跨道橋耐震対策積立金の取崩				
安全対策・サービス高度化積立金の取崩				
別途積立金の積立				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	47,500	47,500	7,997	55,497

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金					株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
	その他利益剰余金				利益剰余金 合計				
	跨道橋耐震 対策積立金	安全対策 ・サービス 高度化 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	6,139	25,176	15,266	40,135	86,718	189,716	33	33	189,682
会計方針の変更による累積的影響額					-	-		-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,139	25,176	15,266	40,135	86,718	189,716	33	33	189,682
当中間期変動額									
跨道橋耐震対策積立金の取崩	3,507			3,507	-	-			-
安全対策・サービス高度化積立金の取崩		221		221	-	-			-
別途積立金の積立			3,764	3,764	-	-			-
中間純利益				8,165	8,165	8,165			8,165
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							0	0	0
当中間期変動額合計	3,507	221	3,764	8,130	8,165	8,165	0	0	8,166
当中間期末残高	2,631	24,955	19,031	48,266	94,884	197,881	33	33	197,848

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497
会計方針の変更による累積的影響額				-
会計方針の変更を反映した当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497
当中間期変動額				
跨道橋耐震対策積立金の取崩				
別途積立金の積立				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	47,500	47,500	7,997	55,497

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金					株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
	その他利益剰余金				利益剰余金 合計				
	跨道橋耐震 対策積立金	安全対策 ・サービス 高度化 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	2,631	24,955	19,031	38,325	84,944	187,941	1	1	187,943
会計方針の変更による累積的影響額				539	539	539		-	539
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,631	24,955	19,031	37,786	84,405	187,402	1	1	187,403
当中間期変動額									
跨道橋耐震対策積立金の取崩	2,631			2,631	-	-		-	-
別途積立金の積立			1,382	1,382	-	-		-	-
中間純利益				13,693	13,693	13,693		-	13,693
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							8	8	8
当中間期変動額合計	2,631	-	1,382	14,943	13,693	13,693	8	8	13,701
当中間期末残高	-	24,955	20,413	52,730	98,098	201,096	9	9	201,105

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっています。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっています。

(2) 棚卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10～50年

構築物 10～45年

機械及び装置 5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりです。なお、ファイナンス・リース取引に係る収益については、主としてリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他管理等を行っています。主として、料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しています。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものと、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を認識しています。また、道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した時点で収益を認識しています。

(2) 受託事業

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っており、主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しています。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引き渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しています。また、当該契約の着手前に請求する場合があります、その場合は、履行義務が充足する前に入金される場合があります。

(3) SA・PA事業

SA・PA事業においては、高速道路の商業施設等の建設、管理等を行っています。SA・PA事業収入は、主に高速道路のSA・PAにおける商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しています。

(4) その他事業

その他事業は、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等であり、その他事業収入は、主に事業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しています。

5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

(2) 退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の中間貸借対照表における取扱いが、中間連結貸借対照表と異なります。



(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準委員会 令和2年3月31日 企業会計基準第29号。以下「収益認識会計基準」といいます。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しています。本基準等の適用による主な変更点は次のとおりです。

(1) ETCマイレージサービス制度(ポイント制度)に係る収益認識

ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、従来は、付与したポイント等によるサービスのご利用に備えるため、将来の利用見込額を「ETCマイレージサービス引当金」に計上していましたが、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものととして、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を認識しています。

(2) 受託事業等に係る収益認識

受託事業収入等について、従来は、主として、工事契約に係る取引を工事の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識することとしています。ただし、取引の開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引き渡し時点において、履行義務が充足されるものとして収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

また、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従っており、前事業年度の貸借対照表及び前中間会計期間の中間損益計算書について新たな表示方法による組替えを行っていません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間会計期間の中間貸借対照表は、「流動負債」の「その他」が10,234百万円増加し、「固定負債」の「ETCマイレージサービス引当金」が8,248百万円減少しています。当中間会計期間の中間損益計算書は、「営業収益」が18,190百万円、「営業費用」が16,743百万円、それぞれ減少し、「高速道路事業営業利益」、「経常利益」及び「税引前中間純利益」がそれぞれ1,447百万円減少しています。

当中間会計期間の期首の純資産に累積的影響額を反映したことにより、中間株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は539百万円減少しています。

当中間会計期間の1株当たりの純資産額は20.91円減少し、1株当たり中間純利益金額は15.23円減少しています。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従っており、前事業年度の収益認識会計基準に係る注記事項については記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準委員会 令和元年7月4日 企業会計基準第30号。以下「時価算定会計基準」といいます。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 令和元年7月4日 企業会計基準第10号)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これに伴う中間財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

前事業年度の有価証券報告書の「注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した新型コロナウイルス感染症に関する会計上の見積りの仮定について重要な変更はありません。

(中間貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債の担保に供しています。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
道路建設関係社債	855,000百万円 (額面額 855,000百万円)	980,000百万円 (額面額 980,000百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債	645,000	750,000

2 偶発債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	431,000百万円	431,000百万円
中日本高速道路株式会社	6	5
計	431,006	431,005

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した、民営化以降当社が調達した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した以下の金額について、連帯して債務を負っていません。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	1,225,000百万円	1,252,000百万円

3 関門トンネル事業履行義務

日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引き継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当中間会計期間末時点における国に対する履行義務の前払い又は国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。なお、当中間会計期間末においては、国に対する履行義務の前払いとして、938百万円を投資その他の資産に含めて計上しています。

4 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しています。

5 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
当座貸越極度額	140,000百万円	140,000百万円
借入実行残高	-	-
差引額	140,000	140,000

(中間損益計算書関係)

1 営業外収益のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
受取利息	4百万円	5百万円
有価証券利息	0	0
受取配当金	2,062	1,971
土地物件貸付料	422	408

2 営業外費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
支払利息	2百万円	1百万円
損害賠償金	23	2
棚卸資産処分損	53	0
回数券払戻損	24	-
棚卸資産減耗損	0	8

3 特別利益のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
固定資産売却益(建物)	0百万円	-百万円
固定資産売却益(構築物)	0	-
固定資産売却益(土地)	0	23
固定資産売却益(工具、器具及び備品)	0	0
固定資産売却益(車両運搬具)	-	1
固定資産売却益(機械及び装置)	-	0

4 特別損失のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
固定資産売却損(土地)	20百万円	-百万円
固定資産売却損(建物)	-	6
固定資産売却損(構築物)	-	1
固定資産売却損(機械及び装置)	-	9
固定資産売却損(車両運搬具)	-	0
減損損失	186	24

5 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
有形固定資産	10,932百万円	11,606百万円
無形固定資産	1,844	2,072

(有価証券関係)

前事業年度(令和3年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式4,724百万円、関連会社株式2,898百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当中間会計期間(令和3年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式4,821百万円、関連会社株式2,898百万円)は、市場価格のない株式等であることから、記載していません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

中間連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しています。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「中間連結財務諸表 注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

(重要な後発事象)

1. 多額な社債の発行

当社は、令和3年3月25日開催の取締役会の決議(社債700,000百万円以内)に基づき、令和3年10月1日以降、以下の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第62回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)
発行総額	80,000百万円
利率	年0.040パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	令和3年10月14日
償還期日	令和8年9月18日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受

区分	西日本高速道路株式会社第63回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)
発行総額	70,000百万円
利率	年0.001パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円00銭2厘
払込期日	令和3年12月9日
償還期日	令和5年12月11日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受

区分	西日本高速道路株式会社第64回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)
発行総額	80,000百万円
利率	年0.040パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	令和3年12月9日
償還期日	令和8年9月18日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受

2. 多額な資金の借入

当社は、令和3年3月25日開催の取締役会の決議（借入金177,000百万円以内）に基づき、令和3年10月1日以降、以下の条件にて借入を実行しました。

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社三菱UFJ銀行
借入金額	20,000百万円
返済方法	満期一括
借入実行日	令和3年11月12日
返済期日	令和8年8月31日
担保	無担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほ銀行他8金融機関
借入金額	30,000百万円
返済方法	満期一括
借入実行日	令和3年12月8日
返済期日	令和8年11月30日
担保	無担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第16期）（自 平成2年4月1日 至 令和3年3月31日）令和3年6月25日近畿財務局長に提出。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

## 第2【保証会社以外の会社の情報】

### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

下表に記載する社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的（重畳的）債務引受条項付）（以下「各社債」といいます。）には保証は付されていません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされています。各社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により併存的（重畳的）に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

- （注）1．高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
- 2．道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
- 3．当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

## &lt;対象となる社債&gt;

半期報告書提出日現在

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名
西日本高速道路株式会社第24回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成26年11月18日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第25回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年2月10日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第26回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年5月21日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第27回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年9月2日	30,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第28回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年11月5日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第29回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年2月12日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第30回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年5月23日	35,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第31回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年8月29日	60,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第32回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年10月19日	40,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第33回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年12月14日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第34回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年2月16日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第51回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	令和元年10月18日	50,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第52回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	令和2年2月14日	10,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第53回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和2年5月21日	60,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第54回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和2年8月4日	80,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第55回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和2年10月15日	70,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第56回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和2年12月10日	80,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名
西日本高速道路株式会社第57回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年2月10日	80,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第58回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年3月22日	30,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第59回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年5月20日	80,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第61回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年9月2日	100,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第62回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年10月14日	80,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第63回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年12月9日	70,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第64回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年12月9日	80,000	非上場・非登録

## 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

### 3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

#### 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対する係る資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

当半期報告書提出日現在の機構の概要は以下のとおりです。

名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

主たる事務所の所在地 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号

子会社及び関連会社はありません。(令和3年9月30日現在)

役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、役員任期は、以下のとおりです。

理事長・・・令和4年3月31日まで(中期目標の期間の末日まで)

理事・・・令和5年9月30日まで(2年)

監事・・・令和3年度の財務諸表承認日まで(中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで)

資本金及び資本構成 令和3年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は以下のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

資本金	5,650,555百万円
政府出資金	4,119,652百万円
地方公共団体出資金	1,530,902百万円
資本剰余金	840,362百万円
資本剰余金	1,057百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
その他行政コスト累計額	11,628百万円
減価償却相当累計額( )	9,493百万円
減損損失相当累計額( )	2,061百万円
除売却差額相当累計額( )	73百万円
利益剰余金	7,411,677百万円
純資産合計	13,902,595百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

## 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- ( ) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
  - ( ) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
  - ( ) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
  - ( ) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
  - ( ) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - ( ) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路(高速道路を除きます。)とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - ( ) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - ( ) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
  - ( ) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
  - ( ) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)に規定する業務
  - ( ) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
  - ( ) 上記( )の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は以下のとおりです。
- ( ) 機構法
  - ( ) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
  - ( ) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
  - ( ) 通則法
  - ( ) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
  - ( ) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより令和47年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。

### 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月15日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 由佳

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社の令和3年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。



- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月15日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 由佳

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。